

第189回国会衆第20号に対する修正案

第192回国会衆議院内閣委員会可決

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案  
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。  
第二十条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。